

仕 様 書

1. 委託業務名

「先進的文化芸術創造活用拠点形成事業」等の実施事業事例集作成等業務

2. 事業の趣旨

文化庁では、先進的文化芸術創造活用拠点形成事業（以下「補助事業」という。）を平成 29 年度から 5 年間にわたって実施しており、本年度が最終年度となっている。

本業務は、補助事業実施団体（以下「実施団体」という。）の 5 年間の補助事業の推進状況を把握し、検証するとともに、今後、全国の地方公共団体が実施する地域の文化芸術資源を活用した、多様で特色ある文化芸術活動の促進等に寄与することを目的として、その成果・効果の分析等を盛り込んだ事例集として取りまとめるものである。

先進的文化芸術創造活用拠点形成事業

「以下の取組」を支援することで、文化芸術資源を活用した地方創生、ひいては我が国の経済活性化等に資することを目的とした事業。（補助額上限：1 億円、支援期間：5 年）

- 地域の文化芸術資源を磨き上げ活用する取組
- 芸・産学官連携により持続的な地域経済の発展や共生社会の実現に向けた取組を牽引する拠点形成の確立
- 専門的人材の育成や国内外への発信などの取組

3. 委託業務の概要

- (1) 以下の実施団体の平成 29 年度から令和 2 年度の実績報告書及び令和 3 年度実施計画書をもとに、個別の取組、実施体制やプラットフォームの形成の状況、人材育成やその成果及び補助事業の総括等を関係者に対するヒアリングやインタビュー、現地視察等により把握し、結果報告書を作成するとともに、これらの結果を分析した内容を基に事例集を作成する。

〈実施団体〉

- ① 富山県, 石川県, 福井県（「国際北陸工芸サミット」開催事業）（連携実施）
- ② 岐阜県, 可児市（文化芸術活動を通じた共生社会づくり）（連携実施）
- ③ 滋賀県（障害者等の文化芸術による共生社会づくり事業）
- ④ 京都市（文化芸術創造拠点・京都プロジェクト, KYOTO CULTIVATES PROJECT）

※委託業務で作成する結果報告書は、文化庁が補助事業の総括・評価及び今後の施策検討等の参考資料とするものであり、事例集は公表を予定して作成するものである。

- (2) 文化庁が別途実施する文化芸術創造拠点形成事業実施団体（4 団体程度）の実施事業（実績報告書）と上記（1）の成果・効果を中心とした比較を行うことによって、事業内容、補助額や支援期間等の違い等による成果・効果の現れについて、分析する。

文化芸術創造拠点形成事業

「地方公共団体が主体となって取り組む文化芸術事業」を支援することで、地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、多様で特色ある文化芸術の振興を図り、ひいては地域の活性化に寄与することを目的とした事業。（補助額上限：3千
万円, 支援期間：1年）

※（２）については、文化庁が補助事業の総括・評価及び今後の施策検討等の参考資料とするものである。

4. 業務内容の詳細

（１）実施状況の把握, 成果・効果の分析

各実施団体について、平成29年度から令和3年度まで5年間の補助事業の実施状況を把握し、成果・効果の分析を行う。

なお、実施状況の把握, 成果・効果の分析に当たっては、以下の点に留意すること。

① 補助事業の収支状況, 各年度の実績, 補助事業実施体制に分類し、その内容について分析を行うこと。（令和3年度分については見込値で記載）

なお、連携事業については、各実施団体の連携内容についても記載すること。

（ア）収支状況

- ・平成29年度から令和3年度の5年間及び各年度の総事業費
- ・平成29年度から令和3年度の5年間及び各年度の文化庁補助金
- ・その他他省庁等補助金の利用状況, 寄附金収入, 入場料等自己収入

（イ）各年度の実績

- ・各年度の実施状況（文章, 写真, データでまとめる）

（ウ）事業実施体制

- ・連携図（人数, 業務分担, 稼働日数・時間数, 実行委員会の位置づけ, 委託状況 等）

② 事業担当者へヒアリングを実施し、その内容について分析を行うこと。

（ア）採択時の事業成果見込から最終年度時点での達成状況（設定目標の達成状況, 経済波及効果）

（イ）文化振興施策推進のための仕組みづくり, プラットフォームの形成, 人材育成の状況

（ウ）文化芸術資源を活用した事業の地域における定着度

（エ）補助事業実施前と比較した文化芸術資源の活用状況

（オ）総括と今後の展望

③ 今年度実施の補助事業について現地取材を行い、その内容について分析を行うこと。

（ア）事業来場者数, 事業収支の状況

（イ）実施団体, 出演者及び参加者へのインタビュー（感想, 改善点 等）

（ウ）新型コロナウイルス感染症に対する創意工夫

④ 上記②のヒアリング, ③の現地取材の報告作成

現地取材やヒアリングの発言録をまとめること。

現地取材及び事業担当者へのヒアリングについては, 文化庁及び各実施団体の事業担当者と調整した上で実施すること。

なお, 必ず一度は各実施団体に現地にて取材及びヒアリングを実施することとするが, 新型コロナウイルス感染症の感染状況次第では, オンラインで実施することも可とする。

さらに, 平成 31 年度に実施した実施団体による以下の中間審査自己評価調書の内容についても参考にすること。

※「先進的文化芸術創造活用拠点形成事業中間審査自己評価調書」

- 5 か年全体を通じた事業計画と達成目標
 - 「核となる文化芸術事業」, 「人材育成事業」, 「ネットワーク構築事業」の内容及び事業目的との関係
 - 芸・産学官と連携した事業実施体制の構築状況
 - 資金計画の安定化に向けた取組状況
 - 事業の継続性
- (「02 (先進) 団体自己評価書.xlsx」参照)

(2) 事例集の作成

(1) で得られた結果に基づき, 事例集としてまとめる。

なお, 事例集については, 以下の点に留意して作成すること。

- ① 事業の事例だけでなく, 当該地方公共団体の特色を盛り込むなど, 新たに文化振興活動を展開する他の地方公共団体が参照しやすいようなポイントを押さえた事例集とすること。
- ② 画像を多用して視覚的にも読みやすく, また, ホームページ等の電子媒体での公開を前提としたレイアウト (PDF での掲載を想定) にすること。
- ③ 作成に当たっては, 文化庁担当官と随時協議の上, 進めること。
- ④ 事例集作成, 編集等に係る諸費用, 印刷及び製本に係る諸費用, PDF データ作成等に係る諸費用を含めて一切の業務が本業務に含まれる。

(3) 文化芸術創造拠点形成事業実施団体 (4 団体程度) との比較分析

文化庁が別途実施する文化芸術創造拠点形成事業実施団体 (4 団体程度) の実施事業 (実績報告書) と上記 (1) の成果・効果を中心とした比較を行い, 事業内容, 補助額や支援期間等の違い等による成果・効果の現れについて分析し, 仮説を立てた上でまとめる。

5. 委託業務期間

委託契約締結日から業務が完了した日又は令和 4 年 2 月 28 日のいずれか早い日までとする。

6. 成果物の提出

(1) 成果物

①結果報告書（5冊）※4.（1）の結果報告書と，（3）の分析が盛り込まれたもの

②事例集（100冊・完成サイズや仕様等は企画提案書にて提案すること）

※電子データも合わせて納入すること。

※委託業務の実施に当たって作成・収集した画像や図表等の素材も合わせて提出すること。

(2) 納入期限

令和4年2月28日（月）

7. 委託業務遂行上の留意点

(1) 委託契約締結後でなければ事業に着手することができないため、事業開始日には十分に留意すること。

(2) 業務の遂行に当たっては、文化庁と綿密な打合せを行い、打合せの都度、記録を作成するとともに、文化庁からの要請に応じ、適宜進捗状況の報告を行うこと。

(3) 本委託業務の実施に当たり入手した個人情報については、善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。

(4) 文化庁からの委託費の支払に当たっては、証憑書類の提出を求めることから、厳格な経理処理を行える体制を構築すること。

(5) 本仕様書に定めのない事項については、文化庁と十分な協議の上、決定するものとする。

<参考資料>

◇文化芸術創造拠点形成事業ホームページ

※文化芸術創造拠点形成事業（先進的文化芸術創造活用拠点形成事業）の内容について記載

<https://www.chiikiglocal.go.jp/index.html>

◇令和3年度「文化芸術創造拠点形成事業」採択事業一覧

◇令和3年度「文化芸術創造拠点形成事業」実施計画書（様式）※サンプル

◇令和2年度「文化芸術創造拠点形成事業」実績報告書（様式）※サンプル

◇令和元年度「文化芸術創造拠点形成事業」に関する調査報告書〈概要版〉（PDF）

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/bunka_gyosei/pdf/92412901_01.pdf※受託者には、詳細版データも提供。